

松阪市告示第 35 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の区域内において、次のとおり町及び字の区域を変更したので告示する。

平成 23 年 3 月 18 日

松阪市長 山 中 光 茂



1 松阪市立野町字上川原に編入する区域

松阪市立野町字下川原 84 の 1 から 84 の 3 まで、85 の一部、86 の一部、92 の一部、93 の一部、93 の 1 の一部、94 の一部、95 の 1、95 の 4、97 の 1、97 の 2、102、103 の 1、104 の 1 から 104 の 3 まで、105 の 1、107、108、110 の 2、111 の 1、111 の 2、112 の一部、113、114、114 の 1、115 の 1、115 の 5、116、117 の一部、118 の一部、118 の 1、118 の 2、118 の 3 の一部、119 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の一部並びに 87 に隣接する道路である公有地の一部、字八ヶ坪 120 の一部、120 の 2 の一部、121 の 3 の一部、121 の 4 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である公有地の全部、字樋ノ口 194 の一部、204 の一部、204 の 2 の一部、207 の一部、208 の一部、222 の 2 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部並びに字下川原 118 の 3 の一部に隣接する字樋ノ口の道路である公有地の全部、字辻ノ西 226 の 2 の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部

2 松阪市立野町字八ヶ坪に編入する区域

松阪市立野町字下川原 119 の一部、141 の 3 の一部、字下徳田 170 から 172 までの各一部、174 の 2 の一部、175 の 2 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部並びに字八ヶ坪 122、125、126、130 に隣接する字下徳田の道路、水路である公有地の全部、字下川原 141 の 3 の一部に隣接する字下徳田の道路、水路である公有地の全部、田村町字のゝ・田 634 の 2 の一部、635 の 2 の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字西川原 993 の 1 に隣接する字のゝ・田の水路等である公有地の一部、字西川原 993 の 1 の一部

3 松阪市立野町字樋ノ口に編入する区域

松阪市立野町字上川原 76 の一部、字下川原 85 の一部、86 の一部、87、88 の 1、88 の 2、89 の 1、90、91、92 の一部、93 の一部、93 の 1 の

一部、94の一部、112の一部、117の一部、118の一部、118の3の一部、141の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部、字下徳田167、169、170から172までの各一部、173の1、173の2、174の1、174の2の一部、174の4、175の1、175の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部並びに字樋ノ口190の7に隣接する字下徳田の道路である公有地の一部、字辻ノ西226の2の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部

4 松阪市田村町字の~~ま~~あ田に編入する区域

松阪市田村町字松ノ内658の一部、659の一部に隣接する道路である公有地の全部、字西川原993の1の一部、立野町字八ヶ坪135の一部